

木津川市長 河井 規子 様

木津川市行財政改革推進委員会

会 長 澤 井 勝

外部評価に対する令和元年度中間報告について

「第3次行財政改革行動計画（2018～2022年度）の進捗状況」について、当委員会において令和元年度の評価対象として決定した4つの項目に対して、令和元年10月31日と11月19日の両日、当委員会を開催し外部評価を実施しました。

評価にあたっては、対象項目にかかる市の評価に対して、提出された資料に基づき、「有効性」、「効率性」、「市民満足度」、「適切なプロセス」の4項目を基軸とし、進捗状況に応じて、「定量」及び「定性」といった幅広い観点等から、担当課ヒアリングを通じて総合的に判定したものです。

ここに、当委員会の評価結果について、下記のとおり報告しますので、今後の行動計画の進捗に最大限に反映させ、更なる改革に取り組んでください。

記

■ 外部評価結果

担当課	項目	市が決定した評価	市が決定した評価に対する委員会の評価
学研企画課	No. 1 市民協働の推進	良好に進捗	過大な評価
人事秘書課	No. 5 審議会等の公募委員導入・透明性の向上	評価なし (集約項目)	不十分
社会福祉課	No. 63 外郭団体の見直し（社会福祉協議会）	概ね進捗	妥当な評価
社会教育課	No. 87 公民館講座（受益者負担）の見直し	概ね進捗	妥当な評価

第3次木津川市行財政改革行動計画の進捗状況に対する市の評価に対して、提出された資料に基づき、所管部局から聴取し外部評価を実施した結果について、中間報告を行うにあたり次のとおり意見を付します。

□No 1 市民協働の推進 [学研企画課]

市が決定した評価である「良好に進捗」に対して、当委員会としては、「過大な評価」としました。

市民協働を推進するための手法として、市民提案型によるふるさと応援事業補助金によって、まちづくりに取り組む活動を支援されたことは、制度としては有効であったものと評価します。

最終年度となる令和元年度以降、活動団体に対する更なるフォローアップと、しっかりとした事業効果の検証が行われることを期待します。

一方で、ふるさと応援事業として採択された事業について、食に関する内容が多く見受けられ、子育てを柱とする木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略との方針の連鎖が十分とは言えず、事業選定に課題が見受けられました。また、行動計画において、市民協働の推進に向けた新たな手法の調査・研究に取り組むとしながらも、ふるさと応援事業の実施と、その取組みに対する評価にとどまっており、新たな協働手法を導き出すまでには至っていないことから、「良好に進捗した」とまでは言えないと判断したものです。

ヒアリングにおいて、各分野で活躍する人材を発掘し、伴走しながら協働によるまちづくりを進めるとの説明があったように、市民協働において金銭給付による支援に頼ることは、本来の市民協働の原理とは異なります。こうした視点をもって、市全体に協働の輪を広げることが重要であり、子育て支援のみならず、8050問題、2025問題、ワーキングプアなど新たな課題への対策を含め、新たな手法の検討を進めてください。

□No 5 審議会等の公募委員導入・透明性の向上 [人事秘書課]

集約項目であり市の評価は行われていませんが、当委員会としては、取組みが「不十分」と評価しました。

本市においては、近隣団体と比べ、集計方法が異なる点を考慮してもなお、公募委員の割合が低く、導入が進んでいないことが課題として明らかとなりました。一方で、女性委員の割合が40%と比較的高いことは、評価します。

これまで「木津川市審議会等の設置及び運営等に関する指針」が示されているものの、公募委員導入拡大に向けた具体的な方針や、数値目標が設定されておらず、審議会等を所管する各課の判断に委ねられていることが、取組みが進まない一つの要因と考えます。

市政に対する市民参画を推進するという観点から、公募委員の導入と女性委員の登用拡大に向け、人事秘書課が中心となり、全庁的な取組みとして積極的に検討を進めてください。

□No 63 外郭団体の見直し（社会福祉協議会） [社会福祉課]

市が決定した評価である「概ね進捗」に対して、当委員会としては「妥当な評価」としました。

これまでから社会福祉協議会との協議によって補助金の見直しが進められた点については、一定の成果があり評価します。本来、社会福祉協議会の活動は、社会福祉事業であり、効率性を追求するものではないため、適切なプロセスを経て人件費を補助することは適当と考えます。

しかしながら、取組みと評価の視点が人件費補助の見直しに限定されており、その補助金によって、社会福祉協議会がどのように活動され、どのような成果があったのかなど、社会福祉協議会の活動と成果を評価する視点が欠けており、その点において、評価を行う材料が十分ではありませんでした。補助金の適正執行の観点からも、社会福祉協議会の活動実態を把握し、効果を検証することが必要と考えます。

また、社会福祉協議会との関係性のあり方についての整理、今後の方向性、改善策の検討についても、具体的な検討結果が示されていないことから、市と社会福祉協議会との協働による地域福祉の向上に向け、更なる取組みを期待します。

□No 87 公民館講座（受益者負担）の見直し [社会教育課]

市が決定した評価である「概ね進捗」に対して、当委員会としては、「妥当な評価」としました。

公民館講座を受講する方としない方との負担の公平性と歳入確保の観点から、受益者負担の見直しに向けた検討に取り組まれたことは、評価します。

また、公民館講座、生涯学習講座としてさまざまな講座が開催されるなど、市民の生涯学習機会の充実に努められており、更なる取組みを期待します。

取組の結果として方針決定に至らなかったとのことですが、見直しにあたっては、施設の運営にかかる人件費や、維持管理するための費用を含めた総コストに対して、受益者負担を求めるといった視点も必要と考えます。

引き続き、市民の理解を得ながら、適正な受益者負担の検討を進めてください。

以 上